

- 松屋デパート洋服裁縫部職工待遇改善運動
- 一、名 符 台名會社松屋英服店
  - 二、所 在 地 福岡市博多町
  - 三、事業種類 百貨店
  - 四、資 金 金 四拾萬圓
  - 五、事業主 代表社長 呂 村 吉 藏
  - 六、従業員數 店員 六二六名(内女三九二名)
  - 七、参加人員 一九名(洋服部専屬職工三名)
  - 八、關係労働団体 福岡盟九州區屬松屋班
  - 九、發生年月日 昭和十年九月十一日
  - 十、解決年月日 同 年九月二十一日
  - 十一、發生原因
- 本年五月發生したる初級の解決條件に、一毎月勞賃懇談會を開

備すること

の原由があつたので、従業員側は屢々其の履行を要求するところありしも、會社は至従業員への影響を慮り之れに應ぜず、且つ従来の洋服裁縫部専屬職工との雇傭關係を絶ち其の事業を縮減削減に變更せんとして九月十一日關係者に對し同月十六日より實施する旨發表したので、職工側は之れに不服を唱へ直ちに福岡盟九州本部に報告し其の來接を求めたのである。

十二、要求條項並に經過

本部では直ちに日本右成坑大組台本部員を派して對策協議の上同月十三日朝職工側代表と共に會社側に對し先づ口頭を以て、請賃制度化の取消、五月解決條件たる懇談會開催の履行、を要求したるも拒絶されたので、會社側の態度に憤慨した職工側は更に福岡盟九州本部以下多數組合幹部の懇談を得て對策協